砂川市監査委員公告 第 4 号

定期監査等結果について

地方自治法第199条第2項並びに第4項及び第7項の規定に基づき、定期監査等を執行したので、同条第9項の規定によりこれを公表する。

令和3年7月2日

砂川市代表監査委員 栗 井 久 司

記

別紙のとおり

砂 監 第 2 9 号 令和3年7月2日

 砂 川 市 議 会 議 長
 水 島 美喜子 様

 砂 川 市 長 善 岡 雅 文 様

砂川市監査委員 栗井久司砂川市監査委員 佐々木 政 幸

定期監查等報告

地方自治法第199条第2項並びに第4項及び第7項の規定に基づき定期 監査等を執行したので同条第9項の規定によりその結果を報告する。

記

1. 監査基準を順守

監査等は、砂川市監査基準(令和2年監査委員規程第1号)に基づき 行った。

2. 監査等の種類

- (1) 財務監査(砂川市監査基準第2条第1項第1号)
- (2) 行政監査(砂川市監査基準第2条第1項第2号)
- (3) 財政援助団体等監査(砂川市監査基準第2条第1項第3号)

3. 監査等の期日及び対象

月日	対	l •
令和3年6月 3日	砂川観光協会	
令和3年6月28日~7月2日	市立病院	

4. 監査等の着眼点(評価項目)

関係法令等及び予算に基づき適正かつ適切に執行されているかどうかを 主眼とし、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ、財政援助団体 等においては、財政的援助等の目的に沿って行われているかどうか監査等 を実施した。

5. 監査等の実施内容

令和2年度分の財務に関する事務の執行状況又は補助金等の財政的援助 を与えている団体、出資している団体に係る出納その他の事務の執行状況 を中心に実施した。

6. 監査等の方法

各所属長及び担当係長の出席を求め、所管事務について説明を受けて書類、簿冊等の監査等を実施した。

7. 監査等の結果

監査等の結果の概要は、次のとおりである。

なお、留意すべき指摘事項については、口頭でその都度指導した。

砂川観光協会

●当会計の監査は、市補助金に係る事業目的の整合性及び経理の執行について重点的に行った。

予算経理事務、補助金交付事務及び会費収納事務等については、関係帳票、 預金通帳等により調査した結果、適正に処理されていることを認めた。

また、書類の保存は良好に行われ、適切に管理されていることを認めた。

市立病院

●予算経理事務について

調定、収入、支出伝票等により調査した結果、適正に執行されていること を認めた。

●契約(警備業務委託、防災センター業務委託、清掃業務委託、産業廃棄物 (感染性医療廃棄物)処理業務委託、給食業務委託、院内保育所運営業務 委託、施設設備管理業務委託、画像診断装置一式保守業務委託、放射線治 療機器保守業務委託、医事・クラーク業務委託、医療情報システム等運用保守管理業務委託、医療情報システム総合保守業務委託、パッケージエアコン室外機整備工事、専用水道設備整備工事、直流電源装置蓄電池更新工事、エックス線管球交換修繕(血管造影撮影装置)、エックス線CT装置エックス線管交換修繕、一般撮影CRシステム購入、重要パラメータ付多項目モニタベッドサイドモニタ購入、超音波画像診断装置購入、電動ベッド購入、ベッドサイドモニタ購入、低浸襲性心臓手術MICS用内視鏡システム購入、カラー汎用超音波画像診断装置購入、軽量移動型デジタルエックス線撮影装置購入、放射線診断情報・治療情報システム購入、コアスイッチ購入、持続的自動気道腸圧ユニット賃貸借等)について

契約書ほか関係書類により調査した結果、適正に執行されていることを認めた。

●補助金等交付(交友会交付金)事務について

補助申請書、指令書、その他関係書類により調査した結果、適正に執行されていることを認めた。

●医業収益、医業外収益、看護専門学校収益等収納事務について

調定伝票、収入伝票、関係書類により調査した結果、適正に執行されていることを認めた。

●資金前渡金(交際費、解剖謝礼等)事務について

資金前渡金整理簿、関係帳票により調査した結果、適正に執行されている ことを認めた。

●備品管理について

備品台帳、資産台帳により抽出照合の結果、符合していることを認めた。

●書類保存について

関係公簿の整理は、良好に管理保存されていることを認めた。